

「採用前教職インターンシップ」Q & A

Q1 採用前教職インターンシップを実施する目的は何ですか？

新規採用予定者にとっては・・・

学校を取り巻く環境が大きく変化する中、新任の教員に対する期待も大きくなっています。こうした中、新規採用予定者が、自信をもって4月から教壇に立つことができるよう、学校において教育実践を積むことにより、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的な指導力を培うことを目的として実施するものです。

また、こうした教育実践を採用予定決定後から入職までの期間に実施することにより、採用までの期間が強い目的意識をもったものとなり、4月採用に向けて、自信と見通しをもって準備に取り組むことができるようになると考えています。

実施校（皆さんを受け入れる学校）にとっては・・・

教職に対する意欲と情熱にあふれる若い皆さんが教育実践に一生懸命取り組む姿は、児童生徒はもとより学校の活性化につながります。

また、先生方と一緒に教育活動を行ったり、先生方の教育活動を補助したりすることにより、児童生徒一人ひとりに目が行き届き、学校の教育活動がより充実することになります。

教育委員会にとっては・・・

これまで学校の中核を担っていたベテランの先生方が大量に退職していき、これに伴い新規採用者も増加しています。こうした中、子どもたちへの教育を充実させるため、学習指導や生徒指導等を行う際に必要な基礎的な知識や技能を基盤とした実践的指導力等を身に付けた、若い教員を育成することが急務となっています。

Q2 どのような学校で実施するのですか？

新規採用予定者が大学等の授業期間中でもインターンシップに参加することができるよう、申込書に記載された実施期間中の住所に基づき、地理的・交通的条件を満たしている地域で、教育委員会が所管する公立学校を対象としています。

**Q 3 教育委員会は採用前教職インターンシップを教員の養成・採用段階の取組の中でどのように位置づけていますか？
また、教員をめざす学生の学校体験制度とは違うのですか？**

教育委員会は、採用前教職インターンシップを大学との連携による教員の人材育成の一環として位置づけ、教員に求められる実践的な指導力の育成や様々な教育課題への対応など、教職への適応力を高めることを目的としています。参加者が提出する業務日報・研修報告書は、取組の成果の検証に活用し、教員養成課程の充実や初任者研修における指導にも役立てます。

実施校も、参加者が採用予定者であるということから、校内研修や学年会にも参加させるなど、学校体験制度や教育実習とは異なる踏み込んだ経験をさせています。

学校体験制度の場合は、例えば小学校では、休み時間に子どもたちとたくさん遊ぶなど、子どもたちとしっかりふれあうような体験（学習活動、学校行事、部活動、その他学校教育活動の補助等）を通して、教員という職の魅力を実感することにより、教育に対する意欲の向上を図ることを目的としています。

Q 4 採用前教職インターンシップでは、どのような教育実践ができるのですか？

本制度で行うことのできる教育実践は、例えば、小・中・高等学校教諭では、授業支援、確認小テストの実施や採点、補習・勉強会の支援、部活動指導の補助、学校行事の補助、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導の補助・介助、進路指導の補助、図書館業務の補助、校務補助、外国人児童生徒の指導補助、などです。

また、養護教諭では、簡単な応急処置等、傷病者の対応補助、健康診断、健康観察、疾病の予防と管理、環境衛生等の保健管理全般の補助、保健教育や委員会活動の支援・補助、保健室経営の補助、学校保健員会の支援・援助、などです。

本インターンシップは、自らの希望する実践体験を就業前に実現できる貴重な機会となります。

なお、これらの教育実践に当たっては、綿密な事前の打合せを実施し、教諭、養護教諭の指導や立ち合い等の下で行っていただきます。

Q 5 県外の大学に在学しています。制度を利用できますか？

県外の大学に在学している方も対象としていますので、制度を利用することができます。

Q 6 採用前教職インターンシップで新規採用予定者が学校現場で活動する期間はいつからいつまでですか？

採用前教職インターンシップは、新規採用予定者を対象に実施します。

そのため、採用を希望する場合の提出書類（初任給決定資料を除く）とともに、採用前教職インターンシップの申込書が提出されてから実施校を決定することになるため、10月中旬からの開始になります。また、終了時期は、小・中学校においては2月末まで、高等学校は12月末までとしています。

10月中旬から2月末までの期間に、大学等の授業に影響がない曜日に継続的に実施校を訪問し、教育実践を行うこととしています。学校における教員の様々な業務や学校行事を経験していただくため、長期型を基本として実施します。

また、教員の様々な業務を経験するためには、最低でも5日間は必要であるとの学校現場の声を反映して、日数は5日以上としています。

Q 7 採用前教職インターンシップで教育実践を行った実施校で、インターンシップ終了後も、引き続き学校の手伝いをすることは可能ですか？

期間終了とともに、採用前教職インターンシップでの研修は終了します。しかし、新規採用予定者と実施校との間で合意が形成されれば、インターンシップ終了後も、ボランティアとして学校のお手伝いをしていただいても支障はありません。ただし、学生の場合は、大学にその旨必ず届けるようにしてください。

Q 8 採用前教職インターンシップを行うにあたって事前にすべきことはありますか？

実施校で事前面接を受けていただく必要があります。インターンシップ実施にあたっての心構えについて確認するとともに、受入期間や日時、教育実践の内容について、実施校の担当者と調整し、インターンシップ実施計画書を作成していただきます。

Q 9 もし、インターンシップ中に児童生徒がけがをしてしまった時の責任はどうなりますか。また、実施校への移動中に自分が事故にあった場合はどうなるのでしょうか？

学校での活動及び移動中の事故、受入校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした損害保険等に参加していることを、この制度への参加条件としています。

なお、事故等が起こった場合、速やかに対応するため、実施校の決定後インターンシップ開始までに保険加入申込書の写しを実施校及び県教育委員会に提出してください。

また、何かあった場合には、担当の教職員に必ず報告・連絡・相談してください。

Q 10 インターンシップ終了後には、業務日報や研修報告書を提出しなければいけないのですか？

参加者が提出する業務日報・研修報告書は、インターンシップの成果の検証に活用し、参加者のニーズに応じた制度への改善に役立っています。また、教員養成課程の充実や初任者研修における指導にも役立っています。

参加者にとっても、業務日報や研修報告書を作成することで、研修の振り返りにもなると考えています。

Q 11 申込みから実施までの流れについて教えてください。

概ね以下のとおりです。

- ① 8月12日（水）：「採用前教職インターンシップ」募集案内の送付
県教育委員会は、採用候補者名簿登載予定者の発表と同時に、募集案内を対象者に送付する。
- ② 8月12日（水）～8月28日（金）：申込
申込フォームから申し込む。
- ③ 9月1日（火）～9月4日（金）：確認・調整
県教育委員会は、大学窓口と申込状況をメールにて連絡し、確認及び調整する。
- ④ 9月7日（月）～9月29日（火）：実施校決定のための調整
県教育委員会は市町教育委員会と協議し、参加希望者のインターンシップ実施期間中の住所に基づき、実施校を決定する。
- ⑤ 9月29日（火）：実施校決定連絡
県教育委員会は、大学及び参加希望者に実施校名及び担当者名を連絡する。
（県内大学在籍者…大学から文書を受け取る。県内大学在籍者以外…メールで受け取る。）
- ⑥ 10月1日（木）～10月15日（木）：面接及びインターンシップ実施決定
参加希望者は、実施校担当者と連絡を取り、面接の日時を決定する。
参加希望者は、実施校で面接を受け、受入が決定したら、受入期間や日時、教育実践の内容等について実施校の担当者と調整し、インターンシップ実施計画書（本県所定の様式）を作成し、その写しを提出する。
（提出先）※県内大学在籍者…教職員課、大学窓口 ※県内大学在籍者以外…教職員課
- ⑦ 10月中旬～2月末：インターンシップの実施
参加希望者は、インターンシップ開始日までに保険に加入し、加入申込書の写しを実施校及び教職員課に提出する。

インターンシップ実施

- ⑦ 3月3日（水）まで：業務日報（様式1）及び研修報告書（様式2）の提出
参加希望者は、インターンシップ終了後1週間以内に、業務日報と研修報告書を提出する。
（提出先）県内大学在籍者…教職員課、実施校、大学窓口 県内大学在籍者以外…教職員課、実施校
※同じものをそれぞれに提出すること。

問い合わせ先
書類の提出先

山口県教育庁教職員課人事企画班
〒753-8501 山口県滝町1番1号
e-mail : jinki@pref.yamaguchi.lg.jp tel : 083-933-4550 fax : 083-933-4559
※計画書、業務日報等の提出方法はメールを推奨します。（郵送又は持参も可）